

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について	1
○ 平成 26 年度変更事業計画及び予算について	2
○ 平成 27 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる 平均給料額について.....	3

公告第 3 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 27 年 2 月 27 日招集の第 154 回組合会において議決されたので公告する。

平成 27 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 2 号中「第 1 条に規定する高等学校」の次に「、中等教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

第 5 条第 1 項第 4 号ハ中「貸付けの申出があった」の次に「日の属する」を加え、「10 万円」を「15 万円」に改め、同条第 5 項中「ただし、第 4 号」の次に「及び第 5 号」を加え、同項第 1 号中「特別貸付」を「災害再貸付及び特別貸付」に、「(イを除く。)」を「ロ」に改め、「若しくは第 3 項」を削り、同項第 3 号中「災害貸付」の次に「(災害再貸付を除く。)」を加え、「(イを除く。)」に規定する金額」を「ロ」に改め、「若しくは第 3 項」を削り、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 災害再貸付とその他の貸付け(特別貸付を除く。)とをあわせて行う場合 第 1 項第 3 号ハ又は第 3 項に規定する金額(前項に規定する額が加算された場合にあ

っては、当該金額に 300 万円を加算した金額)

第 5 条第 6 項中「第 14 条第 2 項及び第 4 項」を「第 14 条第 3 項」に改める。

第 11 条第 2 項中「毎年 3 月又は 4 月に 1 年間分（修業年限の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申込みがあった月の翌月に当該貸付を行う事業年度の残月数分）を一時に」を「理事長が別に定めるところにより、第 5 条第 1 項第 4 号ハに規定する 1 月当たりの金額に 12（学年の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申出があった日の属する月の翌月から当該学年の末日の属する月までの月数）を乗じた金額の範囲内で、一時に又は分割して」に改める。

第 14 条第 1 項中「貸し付けた」を「貸付けを受けた」に改め、同項第 5 号中「修学が終了した月」を「修学が終了した日又は高等学校等の修業年限を満了した日のいずれか早い日の属する月（借受人から申出があった場合において、修業年限の満了前に償還を開始することについて、理事長が特に必要と認めた場合には、その認めた日の属する月）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項第 2 号中「償還期間内」を「償還期間外」に改め、同項第 4 号中「学校」を「高等学校等」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「、第 3 項、第 4 項又は前項」を「から前項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「、第 3 項及び第 4 項」を「から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とする。

第 15 条第 1 項中「第 3 項」を「第 2 項」に、「第 4 項」を「第 3 項」に、「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 2 項又は第 6 項」を「第 5 項」に改める。

第 17 条第 1 項第 2 号中「一部を」の次に「理事長の承認を得ないで」を加える。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「第 14 条第 4 項」を「第 14 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

公告第 4 号

平成 26 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 26 年度変更事業計画及び予算については、平成 27 年 2 月 27 日招集の第 154 回組合会において議決されたので公告する。

平成 27 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹

公告第 5 号

平成 27 年度における任意継続掛金の標準となる額の
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 27 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、319,000 円である。

平成 27 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹